

最大100万円の経費を助成

リアルな文化芸術公演等の感染症対策を継続支援します

緊急事態宣言解除後も、未だコロナ禍の影響を受けている文化芸術企画の主催者等を支援するため、10月1日(金)から12月31日(金)に開催されるリアルな文化芸術公演等を対象にした助成事業を実施します。

申請受付は、10月18日(月)10時から開始します。

助成内容詳細は、10月12日(火)10時から下記ホームページに掲載します。

>> <https://ac-grants.yokohama/>

1 対象者

対象となる文化芸術企画の主催者(プロ、アマチュア、法人、個人は問わない)。ただし、行政、行政の外郭団体、公立学校(部活動を含む)は除く。

対象となる文化芸術分野
音楽、演劇、映像・写真、舞踊、美術、伝統芸能、茶華書道など

2 申請対象となる文化芸術公演等

次の(1)から(7)のすべての条件を満たすこと。

- (1) 不特定多数の者を対象とすること。
- (2) 来場者から入場料を徴収すること(有料公演・展示)。
- (3) 横浜市内の施設を利用すること。
- (4) 集客を伴う公演・展示であること。
- (5) 令和3年10月1日(金)から12月31日(金)までに実施される公演等であること。
- (6) 事業報告を募集要項に記載の提出期限までに提出できること。
- (7) 感染症対策が十分に行われること。

3 支援について

(1) 金額・件数

下記の金額を上限に、対象経費(①感染症対策費、②会場借り上げ費)を支援します。

1申請者につき、5件まで申請できます。ただし、同一会場を利用する場合は、会場の定員数に応じて、1会場ごとに申請できる件数の上限があります(※1)。

区分	会場の総定員数	上限額	同一会場を利用する場合の1会場ごとの申請可能数(※1)
ア	1,000人以上	100万円	5件申請可
イ	300~999人	15万円	3件まで申請可
ウ	150~299人	10万円	1件まで申請可

(2) 採択予定件数

300件程度(先着順)

4 申請について

<申請期間> 令和3年10月18日(月)から11月5日(金)

<申請方法> メールによる申請

<詳細情報> 次のホームページに10月12日(火)10時に掲載します。

<https://ac-grants.yokohama/>

※前回募集した支援プログラムとは要件が異なる項目がありますので、ご注意ください。

※要件を満たす申請が予算額に達した場合は、募集期間であっても、受付を締め切ります。

5 その他

新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況等によっては、助成の実施について見直す場合があります。

お問い合わせ先
文化観光局文化振興課長 鬼木 和浩 Tel 045-671-3703